

2021 年 8 月 18 日

「WEB 等からの口座開設に係る特約」の制定について

平素は中京銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。2021 年 8 月 31 日から、「アプリからの口座開設に係る特約」は名称と内容を改定し、「WEB 等からの口座開設に係る特約」として制定いたします。制定後の特約は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

1. 改定内容

中京銀行アプリの口座開設機能の変更に伴い、下線部を追加・変更します。

改定前 (アプリからの口座開設に係る特約)	改定後 (WEB 等からの口座開設に係る特約)
第 1 条 特約の適用範囲 1. この特約は、「<u>中京銀行アプリ</u>」(以下、「<u>本アプリ</u>」といいます) から開設した株式会社中京銀行(以下、「<u>当行</u>」といいます)の普通預金口座(以下、「<u>アプリ口座</u>」といいます)に適用される事項を定めるものです。 2. この特約は、「普通預金規定」「キャッシュカード規定集」「<中京>ダイレクトねっと版利用規定」「反社会的勢力の排除に係る規定」(以下、「<u>各種規定</u>」といいます)の一部を構成するものとして取扱いします。なお、この特約に定めがない事項については各種規定が適用されるものとします。 3 (省略)	第 1 条 特約の適用範囲 1. この特約は、<u>スマートフォン</u>を使用し、<u>当行</u>所定の方法で開設した株式会社中京銀行(以下、「<u>当行</u>」といいます)の普通預金口座(以下、「<u>WEB 口座</u>」といいます)に適用される事項を定めるものです。 2. この特約は、「普通預金規定」「キャッシュカード規定集」「<中京>ダイレクトねっと版利用規定」「反社会的勢力の排除に係る規定」「<u>なごやめし支店取引規定</u>」(以下、「<u>各種規定</u>」といいます)の一部を構成するものとして取扱いします。なお、この特約に定めがない事項については各種規定が適用されるものとします。 3 (省略)
第 2 条 口座の利用開始等 1. <u>本アプリ</u>による口座開設のお申し込みは、<u>当行</u>所定の条件を満たし、かつ<u>当行</u>が<u>適当と認めた</u>税法上の居住地国および国籍が日本の 18 歳以上の個人のお客さまに限りします。 2. <u>アプリ口座</u>は、<u>当行</u>が<u>口座開設手続き後に送付するキャッシュカードをお客さまが受領し、当行</u>所定の本人手続きの完了をもって利用開始となります。なお、<u>キャッシュカードは当行</u>所定の方法により送付します。	第 2 条 口座の利用開始等 1. <u>WEB 口座</u>開設のお申し込みは、<u>当行</u>所定の条件を満たし、かつ<u>当行</u>が<u>適当と認めた</u>税法上の居住地国および国籍が日本の 18 歳以上の個人のお客さまに限りします。 2. <u>口座開設の本人確認およびキャッシュカードの郵送は、当行</u>所定の手続きにより行います。
第 3 条 通帳の発行について 1. <u>アプリ口座</u>では、<u>原則通帳を発行しません</u>。このため、<u>当行</u>の窓口での預金の受入れおよび払戻しについては、「<u>中京キャッシュカード認証による窓口取引規定</u>」第 3 条 本人確認等に<u>従い</u>取扱いします。ただし、<u>下記 2 項に基づき通帳の発行を行った場合は「普通預金規定」に</u>従い取扱いします。 2～3 (省略)	第 3 条 通帳の発行について 1. <u>WEB 口座</u>では、<u>原則通帳を発行しません</u>。このため、<u>当行</u>の窓口での預金の受入れおよび払戻しについては、「<u>中京キャッシュカード認証による窓口取引規定</u>」第 3 条 本人確認等に<u>従い</u>取扱いします。ただし、<u>下記 2 項に基づき通帳の発行を行った場合は「普通預金規定」に</u>従い取扱いします。 2～3 (省略)

第4条 <u>印章</u>の届出について 1. <u>アプリ口座</u>では、<u>印章</u>の届出を行わないため、以下(1)、(2)の取引を行うことができません。ただし、下記2項に基づき<u>印章</u>を届け出た場合はこの限りではありません。 (1) 投資信託取引、債券取引、依頼書による口座振替取引、届出印の押印を必要とする融資取引、その他当行所定の取引 (2) 法令等により<u>印鑑</u>の押印を必要とする取引 2. <u>印章</u>の届出を受け付ける際には、当行は所定の方法により本人確認等を行います。 3. <u>印章</u>の届出前に生じた損害、または届出が正当に行われなかったことにより生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。	第4条 <u>印鑑</u>の届出について 1. <u>WEB口座</u>では、<u>印鑑</u>の届出を行わないため、以下(1)、(2)の取引を行うことができません。ただし、下記2項に基づき<u>印鑑</u>を届け出た場合はこの限りではありません。 (1) 投資信託取引、債券取引、依頼書による口座振替取引、届出印の押印を必要とする融資取引、その他当行所定の取引 (2) 法令等により<u>印章</u>の押印を必要とする取引 2. <u>印鑑</u>の届出を受け付ける際には、当行は所定の方法により本人確認等を行います。 3. <u>印鑑</u>の届出前に生じた損害、または届出が正当に行われなかったことにより生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
第5条 お取引内容の確認および取引の停止・解約 1. <u>アプリ口座</u>について、当行は振込入金されるお取引内容を任意で確認します。なお、振込による入金は振込電文受信の翌営業日以降となる場合があります。 2. お客さまが次の各号の一にでも該当した場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく、当行所定の方法により、<u>アプリ口座</u>の利用を停止し、または<u>アプリ口座</u>を解約できるものとします。これによりお客さまに生じた損害について当行は責任を負いません。 (1) お客さまが本規定、各種規定に違反するなど、<u>アプリ口座</u>の利用の停止または<u>アプリ口座</u>の解約を必要とする相当の事由が生じた場合 (2) <u>アプリ口座</u>の名義人によらず開設されたことが明らかになった場合、または名義人の意思によらず取引が開始されたことが明らかになった場合 (3) 口座開設手続き後に送付するキャッシュカードが当行に返送されてきた場合 (4) 非居住者であることが明らかになった場合 3. <u>アプリ口座</u>の解約は窓口でのみ受け付けます。<u>印章</u>の届出がない場合は、「中京キャッシュカード認証による窓口取引規定」第3条 本人確認等に従い取り扱い、<u>印章</u>の届出と届出印の押印は省略できるものとします。	第5条 お取引内容の確認および取引の停止・解約 1. <u>WEB口座</u>について、当行は振込入金されるお取引内容を任意で確認します。なお、振込による入金は振込電文受信の翌営業日以降となる場合があります。 2. お客さまが次の各号の一にでも該当した場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく、当行所定の方法により、<u>WEB口座</u>の利用を停止し、または<u>WEB口座</u>を解約できるものとします。これによりお客さまに生じた損害について当行は責任を負いません。 (1) お客さまが本規定、各種規定に違反するなど、<u>WEB口座</u>の利用の停止または<u>WEB口座</u>の解約を必要とする相当の事由が生じた場合 (2) <u>WEB口座</u>の名義人によらず開設されたことが明らかになった場合、または名義人の意思によらず取引が開始されたことが明らかになった場合 (3) 口座開設手続き後に送付するキャッシュカードが当行に返送されてきた場合 (4) 非居住者であることが明らかになった場合 3. <u>WEB口座</u>（なごやめし支店を除く）の解約は窓口でのみ受け付けます。<u>印鑑</u>の届出がない場合は、「中京キャッシュカード認証による窓口取引規定」第3条 本人確認等に従い取り扱い、<u>印鑑</u>の届出と届出印の押印は省略できるものとします。<u>なごやめし支店のWEB口座の解約は、郵送で受け付けます。</u>
第6条 特約の変更 1～2（省略）	第6条 特約の変更 1～2（省略）

2. 適用開始日

2021年8月31日（火）

以上